

# 静岡県教育委員会

## 議事録

平成 29 年度 第 10 回定例  
8 月 25 日（金）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 29 年 8 月 25 日に教育委員会第 10 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 29 年 8 月 25 日（金） 開会 13 時 30 分  
閉会 15 時 30 分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀  
委 員 員 齊 藤 行 雄  
委 員 員 興 直 孝  
委 員 員 渡 邊 靖 乃  
委 員 員 藤 井 明  
委 員 員 加 藤 百合子

事務局（説明員） 鈴木 一 吉 教育次長  
松井 和 子 教育監  
水元 敏 夫 理事（人材育成担当）  
渋谷 浩 史 理事兼教育総務課長  
福永 秀 樹 理事兼健康体育課長  
赤堀 健 之 教育政策課長  
木野 雅 弘 財務課長  
南谷 高 久 福利課長  
宮崎 文 秀 義務教育課長  
小野田 裕 之 高校教育課長  
山崎 勝 之 特別支援教育課長  
山本 知 成 社会教育課長  
赤石 達 彦 文化財保護課長  
石川 誠 静岡教育事務所長  
山田 泰 巳 静岡西教育事務所長  
河原崎 全 中央図書館長  
塩崎 克 幸 総合教育センター所長  
室伏 伸 明 義務教育課指導監  
神田 不二彦 高校教育課指導監  
金嶋 克 年 高校教育課参事兼課長代理  
井島 秀 樹 高校教育課指導第 1 班長

#### 4 その他

- (1) 第 14、15 号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 報告事項 1、2 は了承された。

#### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の議事録の署名は、私のほか、齊藤委員にお願いする。

## 【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
報告事項 2 は公表前の案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは、公開案件から審議を始め、報告事項 2 は非公開とする。議案の審議に先立ちまして、7月 31 日より静岡県教育委員に任命された、加藤百合子委員より挨拶を願う。
- 加 藤 委 員： 今日からお世話になります加藤百合子です。エムスクエア・ラボという農業シンクタンク事業をしまして、教育の専門家ではないが、農業と教育の掛け算をして、子ども達を地域で育てることができないかという取組をやっております。人づくり学校づくり実践委員会でも専門家の方たちの議論に参加させていただいた中で、私達にできることということで取り組んでいます。このような専門家の方たちの中に入って大きな役目を拝命しまして、緊張というか肩がまだ固い感じですが、私としては子ども達と接する中で感じることは、今の義務教育は教えることはやっているが育てることについてはなかなかやっていないのではないかという課題意識を持っています。委員として議論しながら次世代の人材育成に貢献できたらと思っておりますのでよろしくをお願いします。
- 教 育 長： 加藤委員、お子様は。
- 加 藤 委 員： 高校 1 年生と小学 4 年生です。
- 教 育 長： 母親としての意見もいただけるということでよろしくをお願いします。

## 報告事項 1 静岡県立高等学校第三次長期計画検討委員会「最終報告」の手交

- 教 育 長： 報告事項 1 「静岡県立高等学校第三次長期計画検討委員会「最終報告」の手交」について、本日はお忙しいところ第三次長期計画検討委員会の山崎委員長にお越しいただいている。金嶋高校教育課参事に進行をお願いする。
- 高校教育課参事： <報告事項の説明>
- 山崎検討委員長： 委員長を務めております静岡大学の山崎でございます。県教育委員会から依頼を受けました「今後の県立高等学校の在り方」について、検討委員会としての「最終報告」がまとまりましたので、手交いたします。
- 教 育 長： 昨年 5 月から 8 回に渡り協議いただきありがとうございます。最終報告書をもとに今後、検討を進めてまいります。
- 高校教育課参事： 最終報告の概要について、山崎委員長より説明をいただきます。
- 山崎検討委員長： 本日、教育長に手交いたしました「最終報告」について、概要を説明させていただきます。まずは、「最終報告」の 1 枚目、「はじめに」を御覧下さい。「静岡県立高等学校第三次長期計画検討委員会」は、静岡県教育の根幹である「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」、「静岡県教育振興基本計画」の基本方向を踏まえつつ、これまでの

「静岡県立高等学校長期計画」及び「静岡県立高等学校第二次長期計画」の成果と課題を検証し、中長期的な展望に立った今後の県立高等学校等の在り方について検討を行った。8回の審議を重ね、個別の重要項目ごとに検討を重ね、広く各方面からの意見をいただきながら論点を整理し、今後10年間程度を見通した「静岡県立高等学校の今後の在り方について」の最終報告をまとめました。続いて、目次を御覧下さい。個別の重点項目は、これまでに、県教育委員会が策定してきた「長期計画」に示されてきた項目を多く継承しており、「公・私立別の生徒受入れの在り方」、「高等学校の魅力化（改善・充実）の在り方」、「生徒数減少への対応の在り方」、そして、「教育環境等の整備の在り方」になっております。項目ごとの協議では、「現状と課題」の認識、これまでの長期計画に基づく取り組み等の検証を行ったうえで、それぞれの委員の立場から御意見をいただき、今後の望ましい基本方向をまとめました。なお、まとめる際には、「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱」、「静岡県教育振興基本計画」の基本方向を踏まえることは勿論のこと、次期学習指導要領の観点や高大接続改革の動向、そして、専門高校においては、平成27年8月の静岡県産業教育審議会による答申（「専門高校等における新しい実学の奨励の在り方について」）の内容等も踏まえております。今後は、ここに示した基本方向を踏まえながら、第三次長期計画が策定され、着実に推進されることを期待いたします。

教 育 長： 本日は御多忙の中お越しいただきありがとうございます。昨年5月に今後の高等学校のあり方を検討する委員会を立ち上げて、委員の皆様には8回に渡り検討いただいた。また、山崎委員長には委員会や報告書のまとめや作成に御尽力いただき感謝申し上げる。高校教育を取り巻く環境はグローバル化や少子化に伴う生徒数の減少、産業構造の変化に伴う雇用の流動化などの社会情勢や、個人の意識、価値観が多様化しており、学校教育に対するニーズもこれまで以上に複雑なものとなってきている。そのような中で今回の報告は今後の施策を進めていく上で極めて重要な位置付けになると我々は考えている。高等学校第三次長期計画を速やかに策定し、有徳の人づくりに向けた社会総がかりの教育を推進していく。

高校教育課参事： 以上を持って手交式を終了する。

#### 第 14 号議案 平成 30 年度使用教科書の採択

教 育 長： 第 14 号議案「平成 30 年度使用教科書の採択」について、小野田高校教育課長、山崎特別支援教育課長より説明願う。

高校教育課長： <議案についての説明>

特別支援教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

斉 藤 委 員： 個々のものについてはそれぞれの学校の選択委員会の専門の先生が

行なっているのです、これを見てもさっぱりわからなく、いいのだろうなと思う程度である。少しお伺いしたいのは、特別支援の一般図書以外と小学校・中学校は4年間一度決めたら使い続け、途中の採択変更はないということであったが、高等学校は毎年変えられるのか。毎年この議案が出ているのか。

高校教育課長： 毎年変えられる。議案も毎年出ている。

斉藤委員： 相当数変わるのか。

高校教育課長： 教科書によっては複数学年で使うものがあり、その場合は継続して使ってもらう。そうでない場合は毎年このような形で議案に出している。

高校指導監： 各教科の特性ということもあるが、新たな教科書の見本を見ながらよりよい教材を選定する機会は各学校に毎年必ずある。その際、今のものが決して悪いというわけではないという視点で検討する。

斉藤委員： 実際に変わることが多いのか、それとも検討した結果同じものということが多いのか。

高校指導監： 検討した結果、同じものというケースも多くある。

藤井委員： 実際に現物を見ていないから全くわからないが、各選択対象となる教科書によってどの程度の差があるのか全く感覚的にもわからない。ものすごく差が大きいのか、本当に微妙な差なのかそのあたりはどうか。

高校指導監： 一つの教科について対象となりうる教科書の数は実際にたくさんある。けれども当該学校の生徒の一般的な学力のレベルといった観点から、この学校では候補となりうるのが例えば3冊～4冊くらいある状況下の中で、より良いものがあるかという検討を毎年している。

藤井委員： そうすると対象となる3種類か4種類のものは誰がどうやって選定するのか。

高校指導監： 教科用図書選定委員会の構成メンバーが各教科の教科主任等となっているので、例えば英語において英語の教科主任がその教科内の教員の全体的意見を取りまとめつつ、教科としての希望・意向を選定委員会の中に出している。

藤井委員： 3種類か4種類に絞り込む作業をその方たちがやっているということか。

高校指導監： そうである。

藤井委員： 結局絞り込むためには、10種類か50種類か100種類かわからないが、それを全部検討対象にしない限り、絞込みはできないはずである。例えば文科省がランク付けをされていて、この程度の学力の学校であったら、この範囲内の教科書を推奨するということはないはずである。全部の検定済みの教科書の中から3種類か4種類かわからないが、その学校に適した教科書を絞り込む作業をその方たちがやっているのか。

教育長： 委員に分かり易く絞って説明してほしい。

高校指導監： 一つの教科書会社から複数の教科書も出ている。その際は当然ながら教科書会社の編集の意向としては先ほど申した一般的な学力ターゲッ

トに応じたいくつかの種類教科書がある。そういった情報を基にこの学校であればこの教科書会社のこのタイトルの教科書が候補になり得るといふ予備情報を持って、先ほど委員が指摘してように何十種類もあるがいくつかの絞込みの中から、最終的に変えようか、継続しようかということを経験主任等が中心となって意向を固める。

渡 邊 委 員： 例え進学高校であれば、この教科書は大学進学をターゲットとした勉強をするのに向いているとか、実学系の学校ならば必要最低限の教養的な知識を身につけるための教科書だということがあらかじめわかるのか。

高 校 指 導 監： そうである。

渡 邊 委 員： そうであればうちの高校はこういうことを目指しているのだから、この辺りの選択肢からピックアップすればいいことを先生方が分かっているという下地がある上で、最適なものをピックアップするという解釈でよいのか。

高 校 指 導 監： そうである。

藤 井 委 員： 今の話を聞いていて、危惧することは、その選択によって生徒達の学習の程度が決まってしまうというか、中には優秀な生徒・出来ない生徒もいるかもしれないけれど、教科書の選定によってそれが一つの「束」になってしまう。伸びる子を伸ばす教育が出来なくなってしまうという弊害はないのか。

渡 邊 委 員： 自分の経験になるが、各学校において教科によって能力別のクラスがある場合、補助教材を使って差を付けている。自分の子ども達はその方法で教育を受けている。

藤 井 委 員： 補助教材っていうのは、検定はないのか。

高 校 指 導 監： 検定はない。

渡 邊 委 員： 例え得意科目の場合はドリルが難しいものを使用し、基礎能力をつけたい場合は、それをアップさせるものを使用するといったことだと思う。

藤 井 委 員： あまり色づけされるような教科書のあり方自体が本当にいいことなのか、すごく疑問に思う。もう少し幅広い教育ができる教科書で、100 も 200 もあるのではなくて、20、30 くらいの中からしっかり選べて、教育の現場でそれをどう料理するかは先生の力量であって、もう少し幅のある教科書の選択が出来た方がいいのではないか。

教 育 長： その点について水元理事、説明を願う。

理事（人材育成）： 委員御指摘の点は非常に難しい点だと思う。この資料で一番わかりやすい数学で言うと「数研」というものがある。皆さんご存知の会社から何種類もの教科書が出ている。これは、具体的に言うと、静岡高校や浜松北高校に使ってもらえるような、そういう言い方はしないがいわゆる進学校向けのもの教科書や、定時制の子ども達にもがんばってできるというような教科書など相当数の種類がある。数学 I A の教科書が何十とあってもおのずと選ぶ教師の目からするとある程度フィルターがかかっ

てくる。ただし、学校の中で生徒の力の差も大きかったり、進路も理系に行きたい子、数学に重点を置いていない子もいる中で、教員はどの教科書を選ぶべきか悩むこともある。藤井委員から御指摘のあった、その集団の中で教科書をどのように使っていくのか、どこをピックアップしたり補ったりするような教員の技量が問われる場面も往々にしてあると思う。私の経験から説明する。最終的に校長が決定するのだが、どうしても教員は、前の学校でこの教科書を使っていたという理由で選んでしまう場面もあるので、本当にこの教科書が本校の生徒たちにとって良いものかどうかを再検討させたこともある。本当に現物を比較するとわかるが、同じ理科の教科書で物理では図鑑のような要素をたくさん盛り込んだ教科書もあるといった状況である。

渡 邊 委 員： 今回の学習指導要領の改訂も含めて、今後は教科書の知識を身につけるといよりは、考え方・学習の仕方を子ども達に伝えて、その子ども達がこれから答えのない世界を生きていく、曖昧の中でも自分なりの答えを掴み取りながら人生を歩んでいくというような教育の方向性において教科書はとても大事だが、教科書を教えるのではなくて、あくまで教科書は教材の一部である。先生方が研究して、いかに教科書を基に豊かな考え方を見につけるように教えていくのかという点がより大切だと思うので、先生方が使いやすく、その先生のスタイルで使いこなせる教科書の選び方をしてほしい。

理事（人材育成）： 齊藤委員の御質問にもあったように、毎年検討し変わる場合もある。それは教科書会社が、今求められる学習に準じた形に構成や内容を工夫している。また、同じ学校でも生徒の力や思考が変わると、毎日教員が「それは適切なのか」というチェックも機能していく。そういった対応の表れでだと思う。毎年、このように定例会で上程し検討しているが、昨年度は教科書の利益供与関係の話題が多く上がった。その中では、それに関わった人がその選考にまた関わって、お金や飲食費的なやりとりがあったという話があって、静岡県でも全国調査の中で3件の事案があった。実際、川根高校のような小規模学校で、多様な生徒達がいる学校は採択について、非常に難しい面もある。それでもこのように判断をしたということを御理解いただきたい。

興 委 員： 藤井委員が指摘したことについて、少なくとも各学校現場に自由裁量が許容されていると思う。文部科学省が検定済みの教科書を出しており、その枠の中で各学校が全部で12項目の中から適宜選んで、それぞれにどう該当するか判断は、学校で行えば基本的にはよい。そういう意味では各学校に対する締め付けはほとんど無いと思う。今回の審議の資料はこれまでより、少しは改善されたと思う。そうした評価しているポイントは、資料の別冊の1の2の総括表で2ページ目以降の最初の部分、教科書の選択した理由の集計表で、各学校が12項目のどこに力点をおいて評価したのか、各学校の特徴が概観できるようになっていることである。そういう観点で各学校の判断基準が示されて1ページにあるよう

な 12 項目のうち、どのようなところにグレート付けされているかが概観できる状況になっていることで、分かり易い資料として評価したい。藤井委員の指摘したことは、各学校に自由裁量権を与えているという判断で差し支えないと思う。ただ問題は、県教委が指定した 4 ページにある 4 領域 12 項目を誰がどこでジャッジをして、各学校へ周知をしたのかは問われないといけないのだが、これは教育委員会に図っていないと思われるがどうか。

高校教育課長： 教育委員会には上程していない。

興 委 員： 今日の審議で 4 領域 12 項目が学校側でどう適切に判断したかについて、その判断基準を教育委員会自身が決めていないのでは、委員会に諮ることなく、勝手に実施されていたのであれば、一番大事なことが抜けてしまっているのではないか。したがって今回の反省として、これまでも 4 領域 12 項目はあったと思うが、これを教育委員会の会議で議決をしなければならない。その上で各学校が判断していつまでに報告するというアクションをとることが要請される手続きとして必要なことである、との点をしっかりやってほしい。そこで、この 4 領域 12 項目をどう考えたらいいかであるが、各学校の特徴を考えると、学校の特徴によって、例えば進学校であるとか、どういう分野を趣向したいかとなると、「生徒への配慮」という領域の「生徒の発達段階にこの教材が適している」という 7 番目の項目である。これはレベルが高すぎてもいけないし、自分たちの学校の生徒の特徴をきちんと掌握していく先生が目線が問われている。8 番目の項目は「生徒の生活経験や興味・関心に対して配慮されている」9 番目の項目は「生徒が自主的・自発的な学習を進めるのに適している」ということで、パーセンテージが高いのは 7 番目の項目である。もうひとつ高いパーセンテージは「組織・配列」の領域で、5 番目の項目「基礎・基本の理解や習得の徹底に対して配慮されている」で、これも各学校が重視するウェイトとして高い。そのようにどこが高いのかを定例会の場できちんと議論することが大事であって、冒頭、斉藤委員が指摘したように、どのように決めたかは、教育委員会自身が各学校の決めたことに立ち入るだけの能力はないと言わざるを得ない。どういった目線で、どういう学校がどういった方針で人を育てるかということが見えてくるのが大事である。そうすると 12 項目に分類するだけではなくて、今日の資料には一切出ていないと思うが、学校の経営理念に立ち戻って、この学校はどのように生徒を指導していくのかを示して、だから 12 項目のどの項目に重点を置くという観点から教科書を選定したとすれば、その選定の良し悪しが教育委員会で分かるようになると思う。教育委員会として何を審議するのか、素材としていくらでもありながら、そのツールを生かしきっていない教育委員会事務局の取組だけでなく、それを看過してきた教育委員会の運営に問題があると思う。失礼かもしれないが、学校の経営理念からどういう教育をしていくのか触れられていながら、実際は生徒達の色々な趣向性が違うところにあっ



て、そのギャップを埋める観点から、背伸びをしてでも教材のレベルを高くしたいという学校があるかもしれない。そうであれば一つのレベルアップを図ろうとする学校のスタンスとして評価したいのだが、気持ちだけあせっても困る。そういったことがないのかを教育委員会として審議することが必要だと思う。問題を顕在化して、何を審議したらいいかを出すことが大事である。今日は全体を見て、プロGRESSは図られたと思うがまだ改善点は多くある。どういった観点で教育委員会が審議、議決をするのかが、教育委員会の資質として問われているので、今日のような議論では、教育委員会の審議としてはほとんど本質を穿つ審議を実施していないのと同じである。このような議論をしても詮方ないとしか言いようがない。私自身も教育行政に携わる者として、責任を回避したくはない。私たちは静岡県の教育の柱のために何が教科書に必要なのか、各学校の判断が適切であったかどうか、我々が判断することが問われている。私もそうであるが、教育委員の意識がそこまで行っていないとしか言いようがない。

もう1点質問をしたい。数日前に東京での全国新聞報道にも出ていたのでご承知かと思うが、都立高校で新たに4つの教科書が採択されたという記事で、東京都の教育委員会が文部科学省の検定済みの教科書から具体の教科書を選んで、それを各学校に示達をして、その中から4つの教科書が採択されたという報道であったと思う。今日の資料に文部科学省の関係法令が10ページにある。これにより、基本的には高等学校の教材は文部科学大臣の検定を経た教科書であって、後は各学校が判断する、とされている。ただし、教育委員会がきちんと審議をすることが問われている。学校教育法34条で、小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないとある上で、準用規定が設けられている。ただし、附則としてこの規定にかかわらず文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。そういった諸法令との関係から、東京都の判断は適切だったのかと思った。即応できる方がいたら、説明いただけるとありがたい。静岡県教育委員会ではそういったことは一切していなくて、あくまで4領域12項目を事務方が周知をしている。それで私はいいと思うが、東京都の教科書を指定するには、教育委員会がちゃんと委員会を設けるなり、必要な検討・審議をしていかないと検定済み教科書から絞り込むのは難しいと思う。

高校教育課長： 東京都の報道内容については確認する。

斉藤委員： 興委員の意見について、私に能力がないということはそのとおりである。今の教科書を見たこともなく、どの教科書がどこの高校にふさわしいのかという論議は私達にはできない。学校内で論議をされ、必要であれば毎年でも教科書を変えろという論議がされていることは、尊重されるべきだと思う。もう1つ思うこととして、新しい教科として道徳や小

学校の英語が出てくる。道徳の検定済み教科書が何社から何種類出ているのか分からないが、我々も教科書を資料として見る機会がほしい。

教 育 長： 定例会で集まる時に少し早く来てもらい実際の教科書を見れるようにしてはどうか。教科書をどこかに配架して見れるようにしておくことはどうか。

高校教育課長： 高等学校の教科書は、文科省から目録掲載用の教科書が一部見本として送付されてくる。皆さんにも見られるような形で教科書を整理しておきたいと思う。

興 委 員： 学校教育法の 34 条と附則の 9 条が資料の 9～10 ページに載っているが、34 条では準用規定が出ている。9 条では 34 条の規定に関わらず文科大臣の定めるところにより 34 条 2 項に規定する評価用図書以外の評価用図書を使用することができる」と書いてある。ということは、検定済み教科書以外の教科書も使えることということなのか。そうではないと思うが附則はどういった意味なのか。

高校教育課長： 検定済み、もしくは文部科学省著作教科書以外のものを使うことが可能である。ただし、文部科学大臣の定めるところによるとある。この文部科学大臣の定めが規則にあり高校について言えば、検定済みの教科書もしくは文部科学省が著作をした教科書がない場合となっている。

興 委 員： あくまで排除規定で「ない場合に限って」ということなのか。

高校教育課長： そうである。

興 委 員： 規定文を読み上げてほしい。

高校指導第 1 班長： 学校教育法施行規則第 89 条になる。高等学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書の無い場合は、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。となっている。

興 委 員： その施行規則は文部科学大臣が定めるものなのか。

高校指導第 1 班長： そうである。

興 委 員： そうであれば東京都の話とは全然違う話である。あくまでリストアップされているものが前提であって、ない場合はその附則が適用されるということか。

高校指導第 1 班長： そうである。

理事（人材育成）： 斉藤委員から要望のあった道徳の教科書の件であるが、特別支援ではいくつかある。次回からは事前に確認できるよう工夫をしたいと思う。

藤 井 委 員： 今までの話とは少し違う角度からの話になるが、教科書の選定にあたって、一般論として民間の出版社からすると採用されるかしないかで業績が変わってくるので、いい意味も悪い意味も含めて工夫をすると思う。そういった点でも去年はコンプライアンス上の問題が話題となったが、目に見えないところで、決して適切とは思えない活動やサービスが行われていることはないか。あるいはそれをどうやって管理しているのか。

高校指導第 1 班長： 大修館書店という出版社が教科書を採択してくれている学校に、在庫がある問題集を無償で供与するという問題があった。本県から 3 校にそ

ういった事実があったということで報道にも発表された。また、新聞で発表された前の採択まで含めると計7校が該当していた。あくまでも、選定している学校、あるいは教科書会社のモラルにかかるところが当然大きいですが、この件を境に文部科学省では大変厳しく、教科書会社に指導をしている。その関係で今年度に入ってから、教科書会社からこのように倫理規定を定めたので、学校もここは守ってほしいということがあった。例えば今までは一社の教科書を何冊も提供することもあったが、1冊にすることや、以前は検定が済んでいない教科書を事前に高校に見せていたが、そのようなことは一切しないなど、教科書会社の倫理意識を高めることがなされている。一方で高等学校においては、校長先生や教科主任が入る選択委員会で選択をするが、その前に教科担当が希望する教科書を示している。小さな学校や定時制では、教科担当が1人しかいないこともあるが、複数の教員が選択にあたって意見を述べ合って、その上で選択委員会のメンバーが見ている。少なくとも今御指摘いただいたような危惧はないと思う。

藤井委員： ルール上はそうだと思うが、現実の社会は法に触れない、コンプライアンス上問題でない範囲内で、提供する側はありとあらゆる工夫をする。それがちょっと度を越すと一線を越えてしまうことになる。なかなか難しいが、喉もと過ぎればということもある。今回は何も見えなかったが、また不適切なアプローチや金銭が絡むことが出てくる可能性はある。出版社側に我々は言えないが、少なくとも学校現場では、こういうケースでは受けてはならない、こういったサービスの提供は受けてはならないなど、しっかりしたルール作りを定めておく必要があると思う。

興委員： 今の点は各学校に教職員の倫理規定等があって各学校の問題となるのか。または教育委員会の問題となるのか。藤井委員が指摘した点として、便宜が図られた場合、どのような便宜が図られたか報告義務を課するようなルール違反を見つけるシステムを作ることが大事だと思う。各学校や県教育委員会にそのようなシステムはあるのか。

高校教育課長： 静岡県職員倫理条例という条例がある。これは知事部局だけでなく、教育委員会にもかかってくる。その中で利害関係者間での禁止行為等が定められている。

興委員： 知事部局の倫理条例を教育委員会が準用しているのか。

高校教育課長： 倫理条例自体が、教育委員会の職員にも直接適用される。

藤井委員： 県職員の倫理規定ということである。その規定が今回の教科書選択という作業の中で想定しうる不適切な場面に対して、適用できる規定なのかという吟味は必要である。

教育長： 今までの質問等整理して事務局からお答えしようと思う。第14号議案については今の問題点を整理して、興委員からと藤井委員からの質問も含めて整理したいと思う。

教育長： 他に意見は無いか。

全委員： (特になし)

教 育 長： いくつか課題はあったが、本案を原案どおり可決することに異議はないか。

興 委 員： 異議はない。大事なことは意見を受け止めていくことが必要である。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 14 号議案を原案どおり可決する。

### 第 15 号議案 沼津聴覚特別支援学校高等部専攻科理容科等の募集停止及び廃止

教 育 長： 第 15 号議案「沼津聴覚特別支援学校高等部専攻科理容科等の募集停止及び廃止」について、山崎特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 24 年度から 6 年間在籍がなかったということだが、6 年間とはどういう意味か。

特別支援教育課長： 24 年度から今年度までの 6 年間である。

興 委 員： この間、誰も希望する者がいないということか。

特別支援教育課長： そうである。

興 委 員： 最近では理容師の道がふさがれているというか、多くのところが大変な状況であると思う。聴覚特別支援学校に入っている方の進路として理容の現場が厳しいということであれば、早めに別途職種を提供した方がいいと思う。そういった意味で時を得たものだと思うが、廃止後はこの 8 人を単純に切ることになるのか。

特別支援教育課長： 総合ビジネス課と併せて 8 人の定員となる。

興 委 員： トータルで今まで 24 人のコースを 16 人にするということか。

特別支援教育課長： そうではない。高等部は 16 人で変更がない。高等部の 3 年間と選考科の 1 年間で単位を取得し、受験資格を得ている。

興 委 員： そうすると 8 人の専攻科は総合ビジネスという形で残し、他の職種を提供しようということか。今年の在籍状況はどのようなのか。生産応用科として何人が在籍しているのか。

特別支援教育課長： 3 学年併せての人数で、27 年度が 24 人、28 年度が 22 人、29 年度が 16 人となっている。

興 委 員： 何年度に何名の生徒が入学したかは手元のデータにないのか。

特別支援教育課長： 手元に無い。

興 委 員： そのようなデータを持って会議に臨む必要がある。具体的にはどのような職種に充てられる可能性があるのか。

特別支援教育課長： 資料に企業名等も書いてあるが、製造、情報関係、福祉関係もあり、進学についても記載のとおりである。

興 委 員： これは生産応用科だけのデータなのか。

特別支援教育課長： 学校全体である。

興 委 員： 生産応用科だけのデータは現実にあるのか。

特別支援教育課長： 集計すれば出てくる。

理事（人材育成）： 先日、この学校に訪問したが、まだ小さな床屋さんが学校の中にあっ

た。こういった障害のある生徒の就職先であるが、非常に理解のあるいくつかの会社が毎年必ず雇用してくれる。この子達の障害と適性を理解してくれている企業がほとんどである。今後、更に就職先の拡大や多様性を考えていく必要はある。

教 育 長： こういう傾向は静岡県特有のものではなく、全国的なものなのか。

特別支援教育課長： 全国的に見てこの傾向が進んでいる。全国で理美容を学んでいる生徒が高等部専攻科併せて 32 名となっており、少ない状況である。

理事（人材育成）： 30 年から 40 年前は、美容師や床屋さんになるという生徒はとても多かった。

渡 邊 委 員： ある意味、時代の役割を終えたと思う。

理事（人材育成）： 個人商店が多かった頃は、師弟関係でこのような方々を雇用された状況が社会的にもあった。

興 委 員： 特別支援学校高等部の卒業生で静岡県教育委員会の所管機関、例えば図書館や社会教育施設含めて、場合によっては知事部局の美術館などの文化行政所管の機関へ採用される生徒は何人ぐらいいるのか。

特別支援教育課長： 採用される年もありますが、数年に 1 人程度である。

興 委 員： データとして持っているのか。

特別支援教育課長： 手持ちデータでは無い。

興 委 員： 8 人定員の理容科を募集停止とするが、大事なことは受け入れ先を開拓することであり学校運営として必要なことである。そういう観点から、特別支援教育課長は、率先してそういった活動をして、理解を求めていく企画・動きを工夫していくことが必要である。継続的に採用されている企業が多いように見えるがそういった企業には感謝し、なおかつ新規開拓も必要である。汗をかいて理解を求めることで、初めてそういった方々も勉強しようという心を醸成すると思う。図書館長、美術館長等にも働きかけをする必要がある。

特別支援教育課長： 近いところでは、図書館も 1 人採用している。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： （異議なし）

教 育 長： 第 15 号議案を原案どおり可決する。

（会議の非公開）

教 育 長： ここで会議を非公開とする。

## ＜非＞報告事項 2 平成 29 年度全国学力・学習状況調査の結果

教 育 長： 報告事項 2 「平成 29 年度全国学力・学習状況調査の結果」について、宮崎義務教育課長より報告願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

藤 井 委 員： 冒頭の説明で、静岡県の結果ということであったが、政令市はふくま

れているのか。

義務教育課長： 含まれている。昨年度までも政令市は含まれている。

藤井委員： 私学は含まれているのか。

義務教育課長： 含まれていない。

興委員： 参加していない私学はどのくらいあるのか。

義務教育課長： 私立については文科省から提供されていない。

藤井委員： 私学で同時に調査を受けている学校はあるのか。

教育次長： 正確な校数はわからないが調査を受けている学校はある。

興委員： 私学振興課へは情報はきていないのか。

義務教育課長： 文科省からの配布データの中に私学の情報は無い。全体で受けた人数で、公立学校、私立学校それぞれの人数や学校数というのは資料がある。静岡県の中で何人というのは資料にはない。

教育次長： 私学振興課は把握していると思う。

興委員： 知事部局とも連携をとったほうがよい。

教育次長： 確認をする。

理事（人材育成）： 私立の平均正答率のようなものはないのか。

教育次長： それは無いと思うが、県内の参加人数はわかるはずである。

藤井委員： 先ほどの説明では漢字に弱い子が多いということであった。3ページの真ん中の表にある、『国語の勉強は好きですか？』という問いに対して、小学校の回答が全国比で7.4ポイント低いとあるが、これは嫌いな子が全国的に比べて多いということなのか。

義務教育課長： そうである。

藤井委員： 漢字のことは別にして何か因果関係があるのか。国語1Aが数年前に問題となったがその原因と、全国比に比べて嫌いな子が多いということについてである。

義務教育課長： もともと静岡県の国語の数値は低いところがあるが、前年度と比べると改善している。現在、研究推進校で調査研究を進めており、今後そのあたりも分析をする予定である。

藤井委員： 大差ではないが中学校でも、国語の勉強が好きという子が少ない。小学校から引き続いている部分がある。小学校で英語の授業を取り入れることによって、国語の時間が削がれないように。外国語を勉強すればするだけ自国の言葉を勉強することは義務なので、しっかり体制としてみていく必要がある。

加藤委員： 小学校から中学校で輪がどんどん大きくなっている。遅いだけではないのか。全体的にのんびりしていて、高校受験がメインの地域なので、小学校はいっぱい遊ぶ、中学校になって中2の夏頃か中3になってようやく勉強する。自分の子供たちを見ていても大体そんなスケジュールで成長していると思う。よってその部分はたいした問題ではないと思う。平均に対してマイナス・プラスという比較も有意な差があるとは思えない。日本は全体的に優秀で教育が行き届いている中で、30何位だったとしても有意な差があるとは思えない。マスコミへの提供も誤解のない

ように、数学的に提供した方がよいと思う。どちらかといえば『勉強が嫌い』という方が本質的な問題で、これは完全に授業がつまらないということだと思う。先ほど教科書の問題があったが私は10年20年先を見越した授業をやるという視点で取り組んでいるので、教科書が本当に必要なのかと感じている。地方の人口が減って、子供が減っていく中で、1クラスの中の個々の能力差はもっと開くと思う。その時、平均よりも少し下にして補足資料で育てていくような授業体系になるのかもしれないが、そもそも個々に焦点をあてたITを活用したコンテンツ提供をしてやっていくようにならざるを得ないのではないかと思う。もうそれが間近にきている。今、既存の現行の教育システムに対して、色々な議論がされているが、そこからどうこの未来に向かうかという少子高齢化に対して、教育委員会そのものの考え方や姿勢を変えていく必要があると思う。今日、皆様のご意見を伺って、もっともな議論ではあるが、既存の教育システムだけの検討に時間を費やしていると将来が無いのではないかと、少し危機感を感じた。

教 育 長： 今の件については、既にいくつかのモデル校を作って、IT関連は設備を投入を行うようにしている。加藤委員が指摘したように、この試験の結果のみで一喜一憂していいのか、そうではないだろうという思いもある。しかしこれは比較されてしまうので、対策は講じていく。一方では委員が言われたところも前向きに考え、予算もつけられるような形で今進めている。今日は新鮮な形でご意見いただけて、我々も心に響くが、一方ではモデル校をたくさん作って前に進んでいるので、ぜひこれからも御意見いただけたらありがたいと思う。

理事（人材育成）： 最初の表に29年度と28年度の国語AB、算数ABの表が出ているが、国語のBについては28年度と29年度で0.7点しか平均点に差がない。100万人に調査を実施して、この差に収めるということは、問題作成の技量もすごい。またこれを実務的にやっているのはベネッセである。問題の作成から、配布、回収、採点、統計処理まで行っている。ベネッセはデータを全て持っている。記述問題も今は進んでいるので、これからはITが採点をするかたちになると思う。高大接続のテストも話題になっているが、同じようにどこかの業者がビジネスとして入ってくると思う。1人3,000円で対象が200万人とすると概ね60億円だが、そこに付帯する事業はたくさんある。もう1つは、教員採用試験である。これまでは各県で独自で実施しているが、国で全国共通の試験にする動きがある。毎年何万人よりもっと多い人数が受けているので、その作成から採点・合否の判定まで、誰がやるのかについても5年10年先に向け、議論になっていく。いろんな意味での方法論の試金石になっている。ビジネスモデルとしても注目されている。

教 育 次 長： 先ほど加藤委員が指摘した、学力調査の平均点で全国順位に有意な差はないのではないかとということに対しては、私も全く同じ意見である。所管する義務教育課には伝えてあるが、学力調査の点数ばかりが取り上

げられて、学習状況調査の方があまり脚光を浴びてないという傾向がある。むしろ、学習状況調査のほうが深刻な内容を含んでいる部分があるので、必ずセットで話をするように指示はしてきている。知事へ速報を提出する時、学力調査を出すのでそれは止めるように指示している。必ず学習状況調査とセットで出すようにしている。皆様も発信する機会があれば、2つの調査で1つだということでお話してほしい。有意な差がそんなにあるわけではないので、0.1点で何位だと言ってもあまり意味はないかと思うので、そこは御理解の上、取り扱いをお願いしたい。

渡 邊 委 員： 私も毎回学習調査の時、児童生徒質問要旨で子ども達が日常生活でどのようなことをしているかを見ると、静岡県の子ども達は豊かな毎日を過ごしていることがわかる数値が表れていることが嬉しい。この部分は本当に褒めてあげるべきである。今は数値でしか計れない学力の基礎基本の知識にプラスして、自分のあり方を自分なりの答えを持ってどう人生を歩んでいくかについて必要なことは、子供の頃に豊かなことを経験したかということが本当に必要な部分だと実感している。中学生がこんなに地域の行事に参加していることは驚くべきことで、これは全国平均に対して、25.8ポイントも上回っており、順位をつけたら何位になるのかと思うくらい自慢できる結果だと思う。こういった点をもっと強く発信して地域や保護者がすごいと言ってくれたら、みんなもっと嬉しくなり頑張る、この比率がまた伸びるかもしれないくらい、静岡県のポテンシャルはここにありと言ってもいいような部分である。だから自分に良いところがあると思う子が多いのではと思うので、このいいところを表紙にして知事に報告した方がいいと思う。そっちから入ってもらいたいと思う。

教 育 長： 国語の勉強は好きかという問いに対し、全国平均から7.4ポイントのマイナスという数字が出てしまうとそこが注目されてしまう。

渡 邊 委 員： インターナショナルバカロレア的な考え方だと、より豊かにどう読み解いていくかという問題をこれからの子ども達はたくさん解いていかなければならない。答えが決まった現代文のような読み方の問題はそろそろいいのではと思う。今後、豊かな発想が必要な問題に転換していくのではないかと思うので、そうなったときに静岡県の子供たちがどのようになっているか、これからを楽しみに見守っている状況である。

藤 井 委 員： この学力調査は、あくまで一つのデータでしかありえないと思う。ただ、国語に関しては、全国で何位であるといか平均点が高い・低いとそういうことではなく、国語に対する興味をしっかりとってほしいので、そこでやっぱり工夫していく必要性をこの結果を見ると感じるわけである。一方で、加藤委員が指摘した教科書の問題とも絡んでくるが私も同意見である。学校の現場で先生方が教科書の選定をしなければならないプロセスの意味がいったい何になるのかわからない。ある一定の幅をもった教科書の内容であってその下か上か斜め上かわからないが、幅のある教育こそが正に教育であって、補助教材を使うとか



使わないということを含めて、教える立場の先生の資質が問われていると思う。むしろこれからの時代で子ども達を育てるのは学力テストで高い点数を取ることではなくて、当然のごとく人間として、人格形成をしっかりやっていく教育をしてほしいわけである。学校現場において先生方が、その点でしっかりした教育をしているかということを知りたい。逆に人工知能やITを使う学校現場は増えていくと思う。そうすると先生方の人格形成に対する教育の必要性というのは益々高まる。そういった意味でも我々は改革していかなければいけないし、学校現場もそういった意識を持って努力をしていかなければいけない。

興 委 員： よくわからないので聞きたいのだが、課題となる問題が6つあがっているが、これはどこから抽出されたのか。

義務教育課長： これは静岡県の平均正答率が全国に比べて低いものを抽出したものである。

興 委 員： 全体を統計的な意味で取り上げているようにみえない。何を言いたいかということ、本日配付された文科省配布データの静岡版の77ページ『問題別（解答類型型）調査結果「国語A：主として知識」』に7（2）（3）（4）（5）（6）で、漢字の知識を問われている。そうであれば「たいしょう」という漢字だけを取り上げるのではなくて、（1）「たいしょう」（2）「きぼう」（3）「期限」（4）「事務室」（5）「おいて」（6）「指示」まで含めて漢字についてどうだったかを捉えていくことが大事である。7（1）だけを取り上げて、静岡県の正答率が全国に比べて低いという取り上げられ方は適切なのか。漢字全体としてどうであったか、という取り上げられ方が必要であると思う。課題となる問題の抽出の仕方が、問題だけを顕在化させたという説明であったが、「たいしょう」という漢字だけで能力を問うわけではない。問題は6つあり、1つ1つがこの結果に全部現れていて、他のところを見て静岡はどうなっているか分かるので、問題の抽出の仕方が適切ではないと見えた。また、学力調査の差について、統計学的にみて有意な差とはどの程度なのかをきちんと捉えないせつかくの統計データが死んでしまうので、ポイントを押さえて審議していく必要があると思う。教育長の発言でも触れている点であるが、学習状況調査が重要だということは私も常に申し上げてきた。資料10ページに「自分には良いところがあると思いますか。」という設題に対して、静岡県は81パーセントで、全国比プラス3.1パーセントという結果であるが、11ページ「45前年度までに児童に対して、将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をしましたか。」という教員に対して求めている質問事項があり、教員に対しては、61.6パーセントであって、全国比マイナス14.1パーセント、全国に比べて静岡県の「将来就きたい仕事・夢」という教育・取り組みが学校現場で行われているようには見えない。これと「6自分にはよいところがあると思いますか」という自尊心とのギャップをどう捉えていくのかは、極めて重要な問題だと思うので、1つ1つのどうい

うところがあるということの評価するのではなく、他方、将来のあり方について早いタイミングでやることが重要かはわからないが、そういう統計的なデータについてどう考えるかが大事である。学習状況調査は本県の結果と前年度全国との差、学力調査は課題となる問題ということで違う取り上げられ方をされている。そこは統一的な原則の元に県教委として判断し、教育に生かしていく姿勢が必要だろうと思う。今日の資料だけでは、恣意的な解析としかみえない。たまたま遡上にあがってきたものだけで教育委員会が審議するということの実態だけからから、審議し、意見を言わなければならないとしたら十分ではない。もう少し教育委員会事務局がしっかりして、教育の問題を顕在化し、教育にどう生かすかという意識が必要だと思う。そういった意味で、教育長コメントにある『「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合が、調査開始以来最も高い結果となった』とあるが、データから最も高いことはどこに書いてあるのか。それだけの特記する必要があるのか。そうであるならば他の部分もどうだったのか必要になる。いいところだけのメッセージを出すためのものだと恣意的になってしまうので、客観的な視点でわかる解析が必要である。そうであれば教育長コメントのその部分は削除した方がいいということも判断できるであろう。高いことは良いが、これまでと比べて最も高いということ、他の部分はどうかであったのか、ということが問われる。もう1点、教育長コメントで「まずは、4月に本調査に取り組み」というのは、これはあくまで今回の調査に対する姿勢に対する問題にしか過ぎないので、「まずは、4月に本調査に取り組み、その後の学校生活においても日々自己を高める取組を続けている子どもたちの頑張りをたたえるとともにこうした子どもたちを支え」とあると、4月からワークプロGRESSあったように見えるので、この「4月に取り組み」の箇所は全体の流れの中で必要なことではないので削除してもいいと思う。その他も気になる点が多々ある。恣意的なメッセージを出そうということではなく、客観的なデータとしてどうメッセージを出すのが大事である。教育長コメントの「4月に本調査に取り組み」は全体を受けて、4月にこういう調査をして、こういう調査に関わって、こういう成果の形のもので来たということは、個々の成果とは全く無関係に関係者の努力を称える文章として使用するのであれば意味はあるが、それが成果に結びつくような記載箇所に入るとミスリードしかねないので注意してほしい。

義務教育課長： 領域ごとの平均正答率の中でどうしてもその伝統的言語文化だけが低い。低い理由をあげると「たいしょう」という文字が根拠になる。

興 委 員： パーセンテージは全体で決まるので、6つの漢字でどうだったかということにしてほしい。

義務教育課長： 他の5つの漢字は悪くない。「たいしょう」以外は全国平均とそれほど差がない。

興 委 員： そうであるならばここに原因があるとは思えない。

義務教育課長： 領域で分析した結果限りではそこに原因があると考えられる。

興 委 員： それはファクターとして、大きなファクターを占めていないと思われる。6つのうちの平均が全体に対してどうであったかとなると、国語Aの問題が相対として低かったことに原因を求めるのではなく違うところに原因があるのではないのか。「たいしょう」のみに問題があるのであれば、本質的な問題と成り得るのであるのか、解析が不十分だと思う。先述の通り、11 ページの「45 前年度までに、児童に対して、将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をしましたか。」とあるが、静岡県ではこのような取組はあまりしていないのか。

教 育 監： この数値をみるとそういった状況とみられるが、学校ごとに工夫をして実施している。各々進路指導等メニューを組んで実施している。

教 育 長： この部分の解析について、現場の先生方はどのように考えているのか、今は教育委員会で解析していると思う。それぞれ地域性等もあると思うが、逆にこちらから宿題を出して、現場の先生に解析してほしい。

教 育 監： 教育委員会の担当、小中学校の担当も併せて協議会を作り分析している。

興 委 員： 数年前、静岡県で学力学習状況調査の結果が問題となった時、私は教育委員になる前だったがおかしいのではと思った。静岡県教育が本当に充実していると思っているのであれば、学力調査結果がこのように出ても微動だにせず、今までどおりのスタンスで対応していくぐらいの行動を取ってほしかった。対処療法的な取組を始めると静岡県の教育はその程度かという感じになってしまう。点数が上がれば成果だというのは、教育行政に対する不信が生じてしまう。県教育委員会として教育行政の実態を捉える意味で、自分たちの教育に対する取組にいささかの問題がなければ甘受すればいいと考えた。長い目で見れば、それはいずれ挽回されるし結果は示される。静岡県のゆるぎない教育で有徳の人を育てていくための大事な柱だと思ったのであります。そんなことで揺らいでいる県教育委員会を見て非常にがっかりした。その上で静岡県の教育委員になった。一喜一憂することもあっていいと思うが、加藤委員が言うように、人育てをどうしたらいいかという根幹を譲らないようにぜひ励んでほしいと思う。

渡 邊 委 員： 小学校で「45 前年度までに、児童生徒に対して、将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をしましたか」という問いに対して、「やっている」と答えた学校がどのような取組を行っているかを、やっていない学校に伝わるような、情報共有が出来るような取組にもつなげてもらえればと思う。自分自身もボランティアで小学生にドリムアップということで学校に入っている。そういう取組が学校に負担をかけず、民間の力も使いながら、広まっていくといいと思う。

理事（人材育成）： 表の見方として、「夢や希望がありますか」という質問を子どもにも聞いており構成上全てそうになっている。そこを行政視点でどうするか、学校の指導の面からどうしていくかということは先生方へ伝わると思う

それから、「たいしょう」という漢字の問題についてである。特異な状況として、静岡県は「対象」の「象」の字を「照」と書いて子どもが非常に多い。そうであると統計的な有意性としておかしい。偶然この時期に使用していた教科書にその漢字が出てきていた等の理由があったかもしれない。

義務教育課長： 先ほど、渡邊委員が言っていた件について、9月にキャリア教育推進会という会を通じ、その中で教員が特別な職場体験を行うことだけがキャリア教育ではないという視点のもと、現在の研修の見直しを図る計画をしている。

教 育 長： 今まで色々と議論をしてきたが、実際に我々も現場の先生方とあまり話ができている。この結果が出てきたので、これから精査して教育委員会としてもやらなければならない。今後は現場の先生とも話をしていく。それが教育委員会の仕事でもある。数値が一人歩きしてしまうことは気をつける必要がある。我々には哲学があるのでそれに沿ってやっていく。

藤 井 委 員： 「45 前年度までに児童に対して、将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をしましたか。」という質問が出てくること自体がおかしいと思う。これがパーセンテージで 60 なんて出てくるはずがないと思う。100 パーセントであるべきだと思う。

教 育 長： 現場からするとこの出題はおかしいのではないかとということもある。

藤 井 委 員： そうではなく、現場の先生がそのことをやっていることが前提ではないのかと思う。

教 育 長： それを答えとして学校が書けなかったということが問題だと思う。

義務指導監： 学校はキャリア教育はやっているが「将来」という質問項目に対する認識にばらつきがあった。

教育総務課長： 職業教育と言う観点でどの学校も取り組んでいる。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項2を了承する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成 29 年度第 10 回教育委員会定例会を閉会とする。